

高鍋信用金庫ディスクロージャー誌

2021

With T

Takanabe Shinkin Bank





## PROFILE

創業	大正11年4月
預金	269,175百万円
貸出金	106,398百万円
出資金	2,101百万円
会員数	29,485人
店舗数	24店舗(本支店24)
職員数	271人

(2021年3月31日現在)



## SYMBOL MARK

たかしんの誠実のお付き合いをベースとして、スクスクと素直に伸びる線の美しさと誠実な白百合の花を基本イメージに、南国宮崎の明るく輝く太陽と、鳥が翼を広げて飛び立とうとするイメージを融合させています。これによって未来を拓く力強い発展のエネルギーと、未来へとはばたくさわやかな夢を表現しています。

### 基本方針

私たちは協同組織の理念に徹し地域社会との結合を図り貯蓄の増強と郷土金融の円滑を期し郷土の繁栄と日本経済の発展に貢献する

### 経営方針

- 郷土金融機関としての特性を広く啓蒙し積極的な貯蓄の増強と融資を行う
- 職員の素質向上を図るとともに事業の組織的運営を行い責任を明確化し、その生活の安定を図る
- 親切と笑顔を旨とし地域社会に心から奉仕する

### 高鍋信用金庫行動綱領

(高鍋信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

- 1.高鍋信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。  
(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)
- 2.経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。  
(法令やルールの厳格な遵守)
- 3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。  
(地域社会とのコミュニケーション)
- 4.経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。  
(人権の尊重)
- 5.すべての人々の人権を尊重する。  
(従業員の働き方、職場環境の充実)
- 6.従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。  
(環境問題への取組み)
- 7.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。  
(社会参画と発展への貢献)
- 8.高鍋信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。  
(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)
- 9.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

### CONTENTS

■ メッセージ	1	■ コンプライアンス	25
■ 組織機構図・役員一覧	2	■ 信金中央金庫	26
■ 主要な事業に関する事項	3		
■ 総代会	4		
■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6		
■ 100周年を迎えるたかしんの未来を見据えた取り組み	12		
■ 当金庫のあゆみ	14	■ 資料編	27
■ 主な商品のご案内	15	■ 会計監査人による外部監査	27
■ サービス機能	16	■ 財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	27
■ 報酬体系について	17	■ 直近2事業年度における事業の状況	28
■ 内部統制の強化に向けて	18	■ 直近2事業年度における財産の状況	32
■ 内部統制に基づくリスク管理体制	21	■ 単体における事業年度の開示事項	41
■ 顧客保護等管理体制	23	■ 連結における事業年度の開示事項	47
■ 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	24	■ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項 第五号二に規定する自己資本の充実の状況	50
		■ 営業店舗一覧	53
		■ 店舗外自動機コーナー	54
		■ 開示項目一覧	55

## 地域の皆様へ



理事長  
板垣 衛

# 変わりゆく未来に 変わらないまごころで

皆さまには、平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2020年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食、宿泊、観光産業を中心に経営環境は激変し、失業や所得減が広がり、非正規雇用を中心に所得格差が広がりました。また、首都圏や関西圏の緊急事態宣言などによる飲食等の自粛に伴い、本県の農業にも多大な影響を及ぼしました。コロナ禍の長期化により収入減少世帯の拡大は、消費の下振れ要因ともなりました。

県内経済も国内経済と同様、コロナ禍の影響から百貨店・スーパー販売額および新車登録台数は前年比で減少し、観光面では宮崎空港を利用する乗降客や観光バス等利用状況の激減も相まって大打撃を受けました。2月のプロ野球、Jリーグのキャンプも初めて無観客で開催となるなど厳しい状況が続きました。しかしながら宮崎県独自の緊急事態宣言によって、令和3年3月以降は新規感染者の発生がほぼゼロで推移し、宮崎駅前では商業施設の開業により人流増加が見られたほか、東九州自動車道の部分的な4車線化が進むなど明るい兆しも見えました。

一方、当金庫を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、日本銀行が導入した「超低金利政策」は今後数年間続くことが予想され、預貸金利鞘の縮小や有価証券運用に多大な影響が出る可能性があります。

また、全世界を襲った新型コロナウイルスの影響は、お取引先の個人や企業に今までにない打撃を与えて、いつ収束するか見通せない状況です。今後、地域金融機関として金融、非金融サービスを通して、打撃を受けた地域経済の回復に積極的に対応しなければなりません。

このような状況下、2020年度は新3か年計画『明日へのチャレンジ2』～100周年を目指しての第2ステップ～の最終年度として、当金庫の理念を実践する職員の育成を柱に、「働き方改革」の推進、若手職員の定着と戦力化に取り組むとともに、事業性評価の推進を柱とした「中小企業向け戦略」と個人のライフステージに応じた「個人向け戦略」の推進、新たな収益源の検討に取り組みました。さらに、金融政策・金融環境の変化を踏まえた余資運用の強化とリスク管理に注力することにより、本業による収益の確保に取り組んできました。これらの目標を達成することにより、地域に必要不可欠な金融機関としての存在価値の向上に努めました。

その結果、2021年3月期の業績につきましては、預積金が前期比176億90百万円増加の2,691億円、貸出金は、30億95百万円増加の1,063億円となりました。

収益状況につきましては、経常利益726百万円を確保するとともに、当期純利益は654百万円を計上することができ、経営の健全性を示す自己資本比率は13.10%となり、国内基準の4%を大きく上回りました。

これも偏に、会員の皆さま、地域の皆さま方の温かいご支援のたまものと感謝しております。

さて、本冊子「高鍋信用金庫ディスカージャー誌2021」は、私ども高鍋信用金庫の1年間の営業活動についてご報告するものでございます。どうか本冊子を通して、高鍋信用金庫の経営情報と地域社会に対する取組み状況をご理解いただければ幸いに存じます。

2021年度は当金庫の「100周年記念事業」に合わせ、新たな3か年計画「変わりゆく未来に、変わらないまごころで」を策定。基本方針に、「私たちは、地域No.1の信用金庫として、お客様に寄り添い、地域に貢献することで、お客様の売上や生活の向上を図るとともに職員の生活向上も図る。」を掲げ、改めて「お客様第一」を金庫経営の根本に据え、中小企業金融の円滑化に全力で取組むとともに、新型コロナウイルスにより弱体化した地域経済の回復に全力で注力することとします。

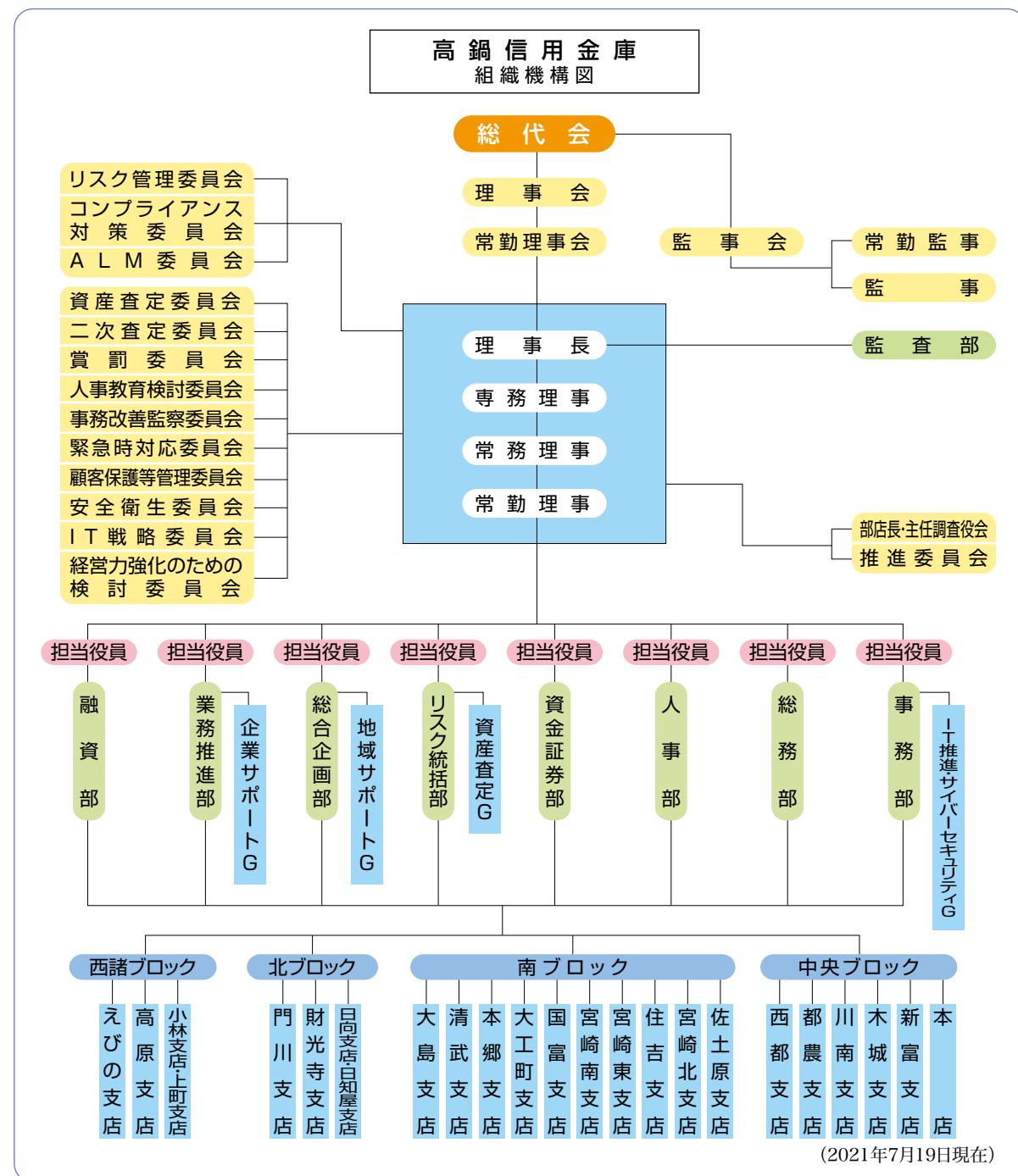
今後も、協同組織金融機関として地域に密着した経営を行い、健全な業務運営に努めてまいりますので、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

2021年7月

高鍋信用金庫

理事長 板垣 衛

# 組織機構図・役員一覧



## 役員一覧 (2021年6月29日現在)

理 事 長 (代表理事)	板 垣 衛	理 事 (非常勤・顧問)	池 部 文 仁
専務理事 (代表理事)	三 輪 見 敏	理 事 (非常勤)	四角目 吉 美 ≈1
常務理事 (代表理事)	酒 井 義 之	理 事 (非常勤)	岩 村 和 裕 ≈1
常勤理事	近 藤 真 司	監 事 (非常勤)	長 町 節 夫
常勤理事	新 名 洋 文	員外監事 (非常勤)	廣瀬 雅 一 ≈2
常勤理事	山 口 弘 規	員外監事 (非常勤)	壱 岐 昌 敏 ≈2
常勤理事	大 西 訓 雄		
常勤監事	松 村 優		

※1 理事 四角目 吉美、岩村 和裕は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 廣瀬 雅一、壱岐 昌敏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 直近の5事業年度における主要な事業の状況

	単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	百万円	4,844	4,717	4,609	4,373	4,464
経 常 利 益	百万円	878	807	789	494	726
当 期 純 利 益	百万円	836	666	623	377	654
出 資 総 額	百万円	2,215	2,185	2,169	2,151	2,101
出 資 口 数	千口	44,317	43,690	43,392	43,035	42,024
純 資 産 額	百万円	13,698	13,984	15,560	14,956	15,640
総 資 産 額	百万円	251,694	257,217	262,721	268,681	287,109
預 金・積 金 残 高	百万円	234,915	240,445	244,691	251,485	269,175
貸 出 金 残 高	百万円	101,989	101,525	101,669	103,303	106,398
有 価 証 券 残 高	百万円	85,860	92,321	104,014	106,543	116,656
単体自己資本比率	%	13.74	14.12	14.11	13.43	13.10
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	千円	44,151 (1円)	43,501 (1円)	43,229 (1円)	42,962 (1円)	41,995 (1円)
役 員 数	人	13	13	14	14	15
うち常勤役員数	人	9	8	9	9	9
職 員 数	人	270	272	278	278	271

## 2020年度の事業の概況

当金庫は、2018年度から金融仲介機能の発揮および非金融サービスの提供等を通じて、地域や顧客の発展・成長に寄与し、その結果として安定的収益を確保する「好循環型サイクル」の実現を目指すことを経営理念とし、新3か年計画「明日へのチャレンジ2」～100周年を目指しての第2ステップ～をスタートさせました。

最終年度である2020年度は、当金庫の理念を実践する職員の育成を柱に、「働き方改革」の推進、若手職員の定着と戦力化に取り組むとともに、事業性評価の推進を柱とした「中小企業向け戦略」と個人のライフステージに応じた「個人向け戦略」の推進、新たな収益源の検討に取り組みました。さらに、金融政策・金融環境の変化を踏まえた余資運用戦略の強化とリスク管理に注力することにより、地域に必要不可欠な金融機関としての存在価値の向上に努めました。

2021年度からは、新たな新3か年計画「変わりゆく未来に、変わらないまごころで」をスタートさせ、基本方針に「私たちは、地域No.1の信用金庫として、お客様に寄り添い、地域に貢献することで、お客様の売上や生活の向上を図るとともに職員の生活向上も図る。」を掲げ、地域経済の活性化に努めます。

また、当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づく内部管理基本方針を制定し、業務の健全性及び適切性を確保するための体制を構築しています。

### 1.主要勘定

(1)預金積金	2020年度の年度末残高は、269,175百万円となり、年度初来17,690百万円の増加、7.03%の増加率となりました。また、平均残高においては、265,118百万円となり、年度初来12,383百万円の増加、4.89%の増加率となりました。
(2)貸出金	2020年度の年度末残高は、106,398百万円となり、年度初来3,095百万円の増加、2.99%の増加率となりました。また、平均残高においては、105,296百万円となり、年度初来2,470百万円の増加、2.40%の増加率となりました。
(3)経常利益	2020年度は、貸出金平残が年度初来増加した一方で、約定金利の低下等による貸出金利息の減少等があったものの、経常収益は4,464百万円となり、対前年度比91百万円の増収となりました。一方経常費用は、預金利息・役務取引等費用・その他業務費用の減少により3,737百万円となり、対前年比140百万円減少しました。この結果726百万円の経常利益を確保しました。
(4)当期純利益	経常収益は増収、経常費用は減少し、特別損失58百万円となり、結果668百万円の税引前当期純利益となり、当期純利益は654百万円となりました。

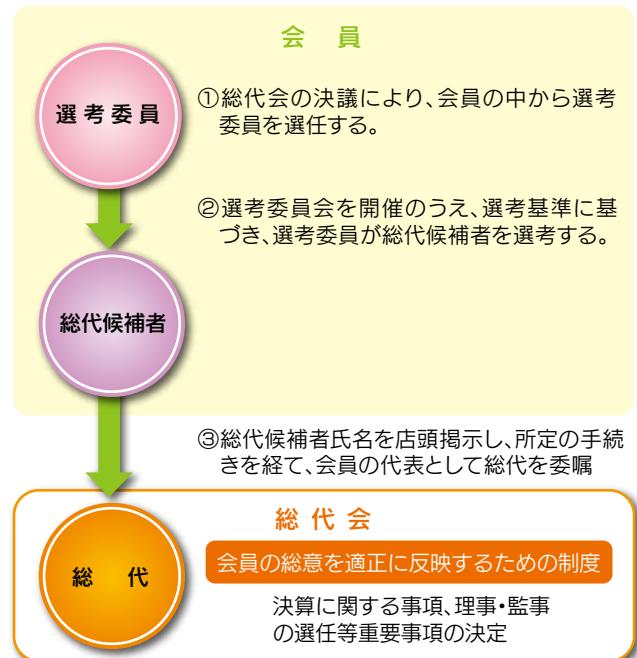
## 総代会制度について

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事实上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



## 総代とその選任方法

### (1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は2年です。
- ・総代の定数は、80人以上110人以内で、会員数に応じて10区の選任区域ごとに定められております。  
なお、2021年6月30日現在の総代数は88人で、会員数は29,440人です。

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

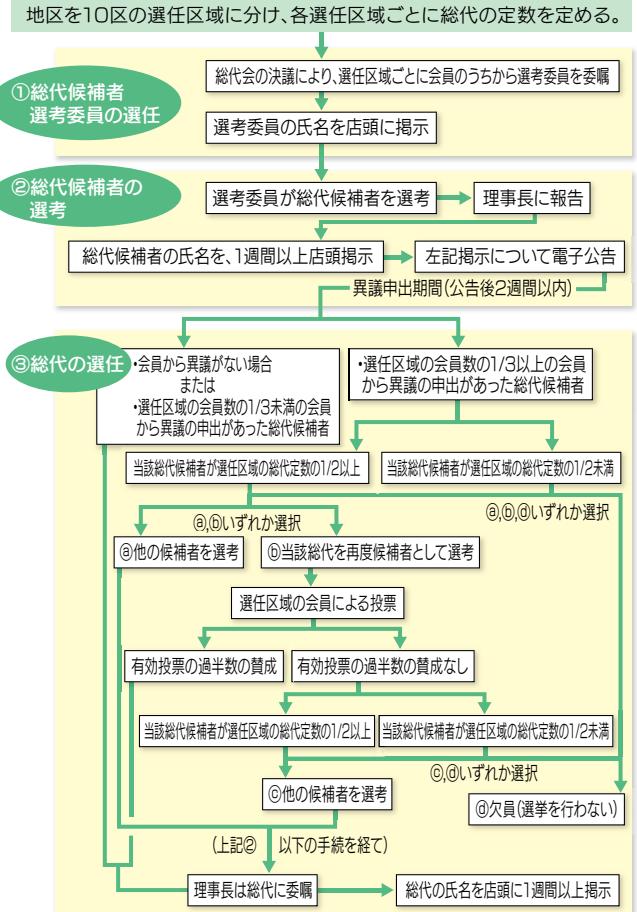
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)

### (3) 総代候補者基準

総代候補者は、当金庫の会員であることを条件に、選考基準は次の通りです。

- ①総代としてふさわしい見識を有している方
- ②良識をもって正しい判断ができる方
- ③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④その他総代選考委員が適格と認めた方

### 総代が選任されるまでの手続きについて



選任地区	会員数		
	個人	法人	合計
高鍋・木城地区	4,095	247	4,342
新富地区	1,874	133	2,007
川南地区	2,146	118	2,264
都農地区	1,850	68	1,918
日向・門川・延岡地区	3,474	274	3,748
宮崎地区	7,463	747	8,210
西都地区	1,004	82	1,086
小林地区	3,003	256	3,259
えびの地区	1,494	113	1,607
西諸・都城地区	902	97	999
合計	27,305	2,135	29,440

総代の年齢別構成		
年齢	総代数(人)	構成比(%)
39歳未満	0	0.00
40~49歳	2	2.27
50~59歳	11	12.50
60~69歳	35	39.77
70歳以上	40	45.45
合計	88	100.00

総代の職業別構成	法人代表者	50.00%	法人役員	6.82%
	個人事業主	20.45%	個人	22.73%
総代の業種別構成	卸・小売業	20.45%	建設業	11.36%
	サービス業	25.00%	農業	9.09%
		その他 34.09%		

## ■第99期通常総代会の決議事項

第99期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認されました。

**報告事項** 第99期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)  
業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容報告

**決議事項** 第1号議案 剰余金処分(案)の承認について  
第2号議案 議決権の代理行使に関する定款の一部改正(案)について  
第3号議案 総代候補者選考委員の選任(案)について  
第4号議案 会員法定脱退(与信関連の除名・所在不明会員の除名)の件について  
第5号議案 理事・監事の選任について  
第6号議案 役員の退職慰労金支給について



## 総代の氏名等 (2021年6月29日現在)

選任地区	人数	氏名							
高鍋・木城地区	14	田中 隆吉(9) 巣山 和枝(6) 岩切 正司(2)	岩切 洋(7) 阿部 喜彦(3) 長友 道泰(2)	森 悠一(7) 小川 政明(3) 山口 順一(2)	永友 吉人(6) 杉田 博(3) 永友 良和(1)	小原 光郎(6) 橋本 未知男(3)			
新富地区	7	長友 和朗(13) 清 岩男(2)	長友 俊二(9) 宮本 恒一郎(1)	橋本 新(8)	井上 泰彦(3)	川野 俊博(2)			
川南地区	8	平山 久幹(9) 河野 謙二郎(2)	柴坂 秀政(9) 村田 友美(2)	林田 浩行(7) 加藤 敏典(1)	小嶋一史(6)	安藤 正則(2)			
都農地区	6	黒木 邦博(9) 永友 謙二(2)	新田 芳則(9)	河野 泰文(9)	山道 恒雄(8)	青山 久利(7)			
日向・門川・延岡地区	10	倉本 重利(12) 田崎 澄(3)	大原 一(9) 木原 千穂(2)	向井 紀男(9) 黒木 昭広(2)	日高 博之(7) 中川 和也(2)	平野 政巳(7) 川添 恵造(1)			
宮崎地区	21	日高 秀雄(9) 加藤 勇(7) 青木 賢一郎(3) 永井 妙澄(2) 岡田 正典(1)	重山 治利(9) 岡 龍雄(7) 矢野 浩幸(3) 野崎 宗志(2)	齋藤 福夫(9) 川並 政紀(6) 水永 学(3) 山田 孝典(2)	押川 周弘(9) 安藤 幹夫(6) 溝部 喜一郎(3) 平野 和夫(1)	佐藤 潤一(8) 蛇原 博(4) 佐伯 康信(2) 川添 常成(1)			
西都地区	5	沼口 訓男(14)	旭吉 法耿(11)	富田 孝(11)	杉本 信子(9)	小牟田 英心(1)			
小林地区	7	植木 清文(9) 倉薗 久史(6)	吉村 雄一郎(9) 迎 淳一(2)	西道 紀一(9)	瀬戸山 雅光(6)	谷口 幸行(6)			
えびの地区	5	原口 陽一(9)	尾山 隆史(9)	大門 健二(6)	白石 昌彦(6)	小城 賢治(2)			
西諸・都城地区	5	増田 勇作(8)	池田 正明(8)	淵上 鉄一(8)	石原 学(8)	松元 武二(2)			

\*氏名の後ろの数字は総代への就任回数です。

# ■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

## 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中堅企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1.取組み方針

地域の中堅企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

### 2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

#### (1)態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

- ・基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程の策定
- ・金融円滑化管理責任者ならびに管理担当者の選任
- ・金融円滑化管理部門の設置

#### (2)お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うための態勢整備

- ・本部・業務推進部に企業支援担当者を配置

#### (3)お客様の事業価値等を見極める能力(目利き力)を向上させるための施策

- ・業界主催の研修へ融資担当者等を派遣

※営業店に融資相談窓口を設置し、宮崎県中小企業再生支援協議会、宮崎県信用保証協会などの外部機関と連携し、中小企業者のお客様の再生支援及び個別相談会等の実施に取り組んでまいります。

### 3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

### 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2020年度
新規に無保証で融資した件数	564件
新規融資に占める経営保証に依存しない融資の割合	39.80%
保証契約を解除した件数	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	1件



## 経営改善支援等の取組実績 (2020年4月～2021年3月)

(単位:先数)

(単位:%)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善 支援取組先数 $\alpha$	$\alpha$ のうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数 $\beta$	$\alpha$ のうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数 $\gamma$	$\alpha$ のうち再生 計画を策定 した先数 $\delta$	経営改善支援 取組率 $\alpha/A$	ランク アップ率 $\beta/\alpha$	再生計画 策定率 $\delta/\alpha$
正 常 先 ①	2,021	4		3	4	0.1%		100.0%
うちその他要注意先 ②	126	6	0	6	6	4.7%	0.0%	100.0%
うち要 管 理 先 ③	4	1	0	1	1	25.0%	0.0%	100.0%
破 綻 懸 念 先 ④	26	2	0	2	2	7.6%	0.0%	100.0%
実 質 破 綻 先 ⑤	41	0	0	0	0	0.0%	—	—
破 綻 先 ⑥	6	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	203	9	0	9	9	4.4%	0.0%	100.0%
合 計	2,224	13	0	12	13	0.5%	0.0%	100.0%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は2020年4月当初時点を整理しています。

・債務者数、経営改善支援取組先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。

・ $\beta$ には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者は $\alpha$ に含めていますが $\beta$ には含めていません。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。

・期中に新たに取引を開始した取引先については本表には含めていません。

・ $\gamma$ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。

・みなしだす正常先については正常先の債務者数に計上しています。

・「再生計画を策定した先数 $\delta$ 」=金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業再生支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

## 当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、下記の地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。当金庫は創業以来、当金庫の基本理念を忠実に守り、地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

## 記

## 高鍋信用金庫事業区域

宮 崎 県 尿湯郡・日向市・東臼杵郡門川町・東臼杵郡美郷町・東臼杵郡諸塙村・東諸県郡・  
宮崎市・西都市・延岡市(旧延岡市に限る)・小林市・えびの市・都城市・西諸県郡・  
北諸県郡  
鹿児島県 始良郡湧水町(旧吉松町に限る)



当金庫は、協同組織金融機関としての理念に基づいて「地元でお預けいただいた大切なお金は、地元の皆様のお役に立つためだけにお使いいただけ」という地元金融機関としての基本的な役割を果していきたいと考えております。

このため密度の濃い渉外活動を通じてお客様との「ふれあい」を大切にする伝統的な体制を、更に充実させていきたいと考えております。

## ■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

### 地域とのふれあいと社会貢献活動

“たかしん”では、経営基本方針である「お客様本位」の考え方を基に地域に根ざした協同組織金融機関として、健全な金融サービスの提供だけでなく、お客様の事業の発展や豊かで潤いのある暮らしづくり、更には地域の皆様とのふれあいを通じて少しでもお役に立てるよう、地域文化や環境美化といった社会貢献への活動にも積極的に取り組んでおります。

#### こども110番

平成19年3月に高鍋警察署と覚書を締結し、児湯郡5店舗で行ってきた地域内の子供を見守る活動「こども110番」を平成28年4月1日から全店舗に広げています。バイク後方のトランク面に『こども110番』のステッカーを貼り、営業活動の中で幼児や小学生などに注意しながら、下校時などに不審者や変質者から子供たちを守るよう心がけています。



こども110番

#### 高齢者見守り活動

当金庫では、高齢者が安全で安心して生活できる社会を目指して、日向市および高鍋町と高齢者見守りに関する協定を締結しています。



日向市 3店舗



高鍋町 本店

バイク後方のトランク面にステッカーを貼り、日常業務の中で高齢者の方と接する場合に異変等に注意するよう心がけています。

#### 地域とのふれあい

職員自身も居住地での自治公民館活動や各種グループ活動の一員として積極的に参加し、地域とのふれあいを大切に、地域社会の一員として地域のお祭り、イベント等諸行事にも積極的に参加しております。



蚊口浜ビーチクリーン

#### たかしんフィランソロピー

毎年、6月15日の信用金庫の日の活動として、各営業店の近隣地域の清掃活動や献血活動などを行っています。



信用金庫の日(献血活動)



川南リレーマラソン

#### たかしん感謝デー

毎月、第2木曜日を「たかしん感謝デー」として、役職員による各店舗近隣の清掃活動を実施しています。



石井十次先生銅像清掃



高鍋町しんきん通り清掃

## 地域密着型金融について

当金庫は、地域のお客様との密接な関係を構築することで得られる定性的な情報を基にして、中小企業の方々が事業面で持つニーズ等の実現に向けた活動を展開してまいります。

また、事業の内容や成長可能性を適切に評価(事業性評価)することに努め、経営課題を共有し、コンサルティング機能発揮による課題解決のための金融支援および経営支援の実施に努めてまいります。

さらに、地域活性化につながるサービスの提供を行うことにより、地域密着型金融の担い手としての取組みを進めてまいります。

### 地域密着型金融の取組状況(2020年4月～2021年3月)

#### 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

##### 【取組方針】

さまざまなライフステージにある取引先企業の経営課題に対し、コンサルティング機能を十分に発揮し、解決に向けた支援を行っております。

項目	取組策	
創業・新規事業開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>「たかしん創業支援ローン」による資金需要への対応</li> <li>信用保証協会と協調した資金需要への対応</li> <li>日本政策金融公庫と協調した資金需要への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的助成制度の紹介</li> <li>創業計画の策定支援</li> <li>創業者向けセミナーの開催</li> </ul>
成長段階における更なる飛躍	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネスマッチングによる販路獲得等の支援</li> <li>事業拡大のための資金需要に対する信用供与</li> <li>事業拡大における事業計画策定支援</li> <li>公的助成制度の紹介・申請支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務分析レポートや事業性評価の実施による課題解決支援</li> <li>「たかしん経営サポートローン」による金融支援</li> <li>「わがまち基金」による事業者サポートプロジェクトの実施</li> <li>たかしん経営セミナーの開催</li> </ul>
経営改善・事業再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付条件の変更</li> <li>新規の信用供与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営改善計画の策定支援</li> <li>顧客企業による主体的な策定の支援</li> <li>経営課題の解決の方向性の提案</li> <li>経営改善計画策定支援先のモニタリング</li> </ul>
事業承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継コンサルティングの実施</li> <li>事業承継計画の策定支援</li> <li>M&amp;Aのマッチング支援</li> <li>相続対策支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式買取に関する資金支援</li> <li>株式価値評価</li> <li>事業承継セミナーの開催</li> </ul>

※当金庫単独で対応ができない支援については、信金中央金庫、しんきんキャピタル株式会社等や外部専門機関・外部専門家と連携して取組んでまいります。

#### 2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

##### 【取組方針】

人材の育成や体制整備を行い、事業の内容や成長可能性を適切に評価(事業性評価)することに努め、担保・保証に過度に依存しない融資を進めるとともに、各々の中小企業に適した手法による資金供給に努めてまいります。

項目	取組策	
事業性評価の積極的な取組み	当金庫では、事業の内容や成長可能性を適切に把握するために、事業性評価ツールを活用し、経営者の皆様との対話を努めています。 【2020年度 事業性評価実施先数 734先 (内融資取引先633先)】	
不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底	当金庫では、中小企業・小規模事業者等の経営者の皆様が金融機関に差入れている個人保証(経営者保証)について、「経営者保証に関するガイドライン」の適用対象となる新規の保証契約および既往貸出先からの保証契約の見直しに依頼に関しては、要件等を総合的に判断し、適切に対応するよう努めています。 【2020年度 経営者保証に依存しない事業資金の取組み】 ・新規に無保証で融資した件数 564件 ・保証契約を解除した件数 0件	
中小企業に適した資金供給手法の徹底	当金庫では、以下の独自商品等をはじめ、お客様のニーズや経営課題に対して、最適な資金供給手法を提案するよう努めています。 ・たかしん経営サポートローン 宮崎県制度融資の金融機関提案型貸付として「たかしん経営サポートローン」を設けています。 当商品は、ビジネスモデルの把握や事業計画の策定支援等、事業性評価実施による対話や定期積金契約による定期訪問等が条件として付されており、低利でアフターフォローも充実した商品となっております。 【2020年度末 累計実績 58件 300百万円】 ・たかしん創業支援ローン 創業者向けの商品として「たかしん創業支援ローン」を設けています。 当商品は、創業計画の策定支援や定期積金契約による定期訪問等が条件として付されており、融資実行後1年間は1.0%と低利でアフターフォローも充実した商品となっています。 【2020年度末 累計実績 13件 44百万円】	

#### 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

##### 【取組方針】

地域の情報ネットワークの要としての役割発揮に向け、地域の各方面との連携の構築に努めてまいります。

項目	取組策	
地域活性化に繋がる多様なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>「たかしん次世代経営者の会」の運営</li> <li>「たかしんら」の取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業紹介ガイドブック「縁musubi」ホームページ掲載</li> <li>「わがまち基金」による事業者サポートプロジェクトの実施</li> </ul>

## ■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況



### 縁musubi

電子ブックへは「高鍋信用金庫 HP」と「miyazaki ebooks」の双方向からアクセス



### 「企業と企業」「人と人」。 高鍋信用金庫はみんなを結びます。

当金庫お取引先の情報発信や売上貢献を目的として、お客様の「売りたい・買いたい」情報をガイドブック「縁musubi」にまとめました。

「縁musubi」への掲載情報は、電子化(電子ブック)されており、「当金庫ホームページ」と「miyazaki ebooks」の双方向からアクセス可能となっています。

皆さまのお役に立つ様々な情報・新たな発見が詰まっています。ぜひ一度、アクセスしてください。



「勉強会」におけるグループ討議

### たかしんスクラム (たかしん次世代経営者の会)



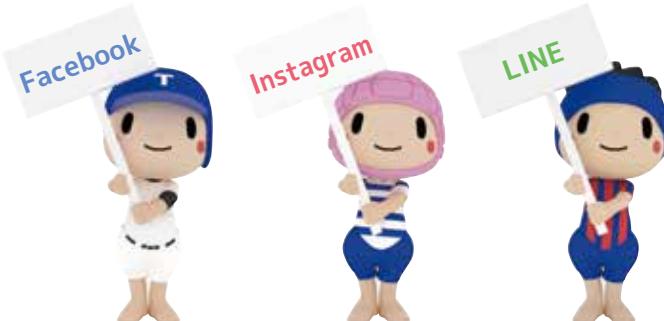
懇親会

### 若手経営者と信用金庫職員の 相互交流を通じて、お互いの絆を深めます

当金庫のお取引先の若手経営者と当金庫職員の混成による「たかしん次世代経営者の会」を発足し、セミナーや勉強会を通じて、経営課題の解決や、マネジメント力向上に向けた取組みを行っています。

なお、会員からの意見募集により、会の愛称を「たかしんスクラム」と決定しました。この愛称には、「会員事業者」同士が、また、「会員事業者」と「たかしん職員」が肩を組み合い、信頼できるパートナーとして共に高みを目指して成長していくイメージを込めています。

## SNSでのコミュニケーション



### たかしんSNS公式アカウント・公式チャンネル

- フェイスブックページアカウント @takanabe.shinkin
- インスタグラムアカウント takanabe.shinkin
- LINE公式アカウント @takanabe.shinkin
- LINEキッズクラブアカウント @takashin.kidsclub
- YouTube公式チャンネル 高鍋信用金庫「まごころ」チャンネル

たかしんからの情報を  
LINEでお届け!!

### LINE公式アカウント



LINEの「友だち追加」から、ID検索するか  
QRコードをスキャンして登録してね!!

### SNSを通して、当金庫や地域の情報を発信しています

当金庫では、Facebook、Instagram、LINEの各公式アカウント、および、YouTubeの公式チャンネルを通じて、お得なキャンペーン情報や、地域の話題などを情報発信しています。

もっと身近に、もっと便利に。お手元のスマートフォン等を通じて、お客様とのコミュニケーションを図ってまいります。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 高鍋信用金庫SDGs宣言



SDGsバッジ



名刺みほん

### 【高鍋信用金庫SDGs宣言】

高鍋信用金庫は、大正11年の創業以来、地域に根差す協同組織金融機関として

- 1.中小企業の健全な発展
- 2.豊かな国民生活の実現
- 3.地域社会繁栄への奉仕

を経営理念に掲げ、「Face to Face」を通じてお客様との信頼関係を大切にして「明るい未来の創造」「豊かな社会の実現」「豊かな人材の育成」に取り組んでいます。

わたしたちの経営理念は、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs」と共通する理念であり、この理念の具現化や地域社会課題の解決、地域活性化へ貢献を通じて、SDGsの達成に取り組んでまいります。

### 高鍋信用金庫 × SDGs

### ～地域を愛し 人を愛して 豊かな社会を実現する～

『たかしん』は、希望・笑顔・おもしやりのある明るい未来をつくるため、「誰ひとり取り残さない世界」、「豊かな社会の実現」を目指して、SDGsの達成に貢献します。

取り組みへの意思表示として、役職員はスーツや制服にSDGsバッジを着用しているほか、名刺にもロゴマークを表示しています。なお、SDGsの達成に向けた取り組みの一環として、2020年1月から当金庫が保証人・引受人となる「たかしんSDGs私募債・ちいきのミライ」の取扱いも行っています。

## ■ 100周年を迎える「たかしん」の未来を見据えた取り組み

### ■ 100周年の感謝をお客さまにお伝えするために



創立100周年記念事業実行委員会の様子



県へ新型コロナ宮崎復興応援寄付金を贈呈



メディアによるキャンペーンPR活動(FM宮崎)

当金庫が100周年を迎えることができるには、地域の皆さま方からのご愛顧の賜物です。

当金庫では「創立100周年事業準備委員会」および「創立100周年記念事業実行委員会」を2018年7月に組成し、お客様に対する感謝の気持ちをお伝えするため、各種キャンペーンやイベントの企画・運営を行っています。

### ■ 店舗整備および店舗運営の再構築による 強靭な組織づくりを目指して



本店



小林支店・上町支店

当金庫では、100周年記念事業の一環として、本店(高鍋町)および小林支店・上町支店(小林市)の建て替えを行いました。皆さまの大切な資産をお預かりする地域金融機関として、防災面にも配慮した店舗整備を順次進めております。

なお、店舗整備に併せて、営業店の運営体制の再構築にも取り組んでおり、二つの支店を一つの建物の中で営業する「店舗内店舗」の形態で、「小林支店・上町支店(小林市)」、「日向支店・日知屋支店(日向市)」を運営しています。また、「本郷支店(宮崎市)」においては、窓口休業時間(11:30~12:30)を設けさせていただくなど、少人数で、安全かつ効率的な店舗運営に取り組んでいます。

## ■ 風通しの良い職場環境を目指して



理事長が意見を聞く会



女性活躍推進プロジェクトチーム

当金庫では、今年度からスタートした中期経営計画において、活力に満ちた“働き甲斐”のある職場づくりを目指した「組織風土改革戦略」を掲げています。

こうした取り組みの一環として、若手職員と経営トップが意見交換を行う「理事長が意見を聞く会」の開催や、女性の視点を活かした商品開発、や事業アイディアの検討などを行う「女性活躍推進プロジェクトチーム」を組成するなど、「ダイバーシティ」の推進にも取り組んでいます。



## たかしん5(たかしんファイブ)



たかしん5サミット

## 地域の皆さんから “たかしん”と呼ばれることへの誇り

“たかしん”の愛称で親しまれる当金庫を含む全国5つの信用金庫が、地域活性化等を目的として包括連携協定を結びました。

これまでには、経営トップ同士による意見交換会の実施や、優績職員および女性職員の研修会の開催といった役職員の人的交流はもとより、「お客様の年金旅行」や「お取引経営者組織の研修旅行」などの地域交流が行われたほか、預金キャンペーンにおける懸賞品での「地域特産品の相互調達」など、多岐にわたる相互交流の実績が生まれています。

# 当金庫のあゆみ

## 当金庫のあゆみ

### 大正

大正11年 4月

有限責任高鍋信用組合として事業を開始

### 昭和

昭和25年 4月 新富支店開設  
昭和27年 5月 信用金庫法に基づく信用金庫に組織変更し、名称を高鍋信用金庫と改める  
昭和29年 8月 木城支店開設  
昭和30年 5月 川南支店開設  
昭和38年 3月 都農支店開設  
昭和42年 7月 曜向支店開設  
昭和44年 6月 佐土原支店開設  
昭和46年 7月 宮崎北支店開設  
昭和47年 6月 預金量100億円突破  
昭和48年 9月 住吉支店開設  
昭和51年 11月 宮崎東支店開設  
昭和53年 7月 西都支店開設  
昭和53年 10月 預金量500億円突破  
昭和55年 5月 財光寺支店開設  
昭和55年 6月 宮崎南支店開設  
昭和56年 4月 米沢信用金庫と姉妹金庫盟約締結  
昭和57年 5月 国富支店開設  
昭和59年 8月 門川支店開設  
昭和59年 10月 預金量1,000億円突破  
昭和61年 5月 大工町支店開設  
昭和62年 4月 曜知屋支店開設  
昭和63年 8月 本郷支店開設

### 平成

平成 4年 10月 貸出金1,000億円突破  
平成 4年 10月 清武支店開設  
平成 4年 12月 預金量1,500億円突破  
平成 9年 4月 大島支店開設  
平成 13年 4月 石井十次先生「帰国途上の所感」の詩碑建立  
平成 15年 6月 第6回「信用金庫社会貢献賞」において「石井十次」顕彰活動が【会長賞】を受賞  
平成 17年 10月 西諸信用金庫と合併し、新生「高鍋信用金庫」がスタート 預金量2,000億円突破  
平成 19年 4月 高鍋警察署との間に覚書を締結し、子供たちを守る『こども110番』の活動を開始  
(該当店舗：本店・新富支店・木城支店・川南支店・都農支店)  
平成23年 2月 飯野支店、加久藤支店に店舗統合。野尻支店、上町支店に店舗統合。川東支店、高原支店に店舗統合  
平成24年 2月 90周年記念事業として都農支店新築  
平成28年 2月 「高鍋町と高鍋信用金庫との包括的連携に関する協定書」を締結  
平成28年 2月 「宮崎県と県内5信用金庫並びに信金中央金庫との包括連携協定」を締結  
平成28年 11月 加久藤支店を新築し、えびの支店に名称変更  
平成30年 7月 「たかしんキッズクラブ」設立  
平成30年 9月 公式「facebook」、「Instagram」を開設  
平成31年 2月 曜向支店を新築移転  
平成31年 4月 「新富町における地域振興に関する包括連携協定書」を締結

### 令和

令和元年 10月 「たかしん次世代経営者の会」発足  
令和 2年 3月 「たかしんSDGs宣言」公表および「たかしんSDGs私募債」初の引き受け  
令和 2年 11月 小林支店を新築移転し、同支店内に上町支店を店舗内店舗化  
令和 3年 6月 100周年記念事業の一環として本店・本部を新築(プレオープン)  
令和 3年 7月 曜知屋支店を移転し、 曜向支店内に店舗内店舗化  
令和 3年 7月 高鍋町と「災害時における避難所等施設利用に関する協定書」を締結



### 郷土の偉人 石井十次先生

石井十次は1865年(慶應元年)4月11日、宮崎県児湯郡高鍋町に生まれ、「児童福祉の父」と言われ、22歳の若さで孤児救済の事業に着手し、日本で最初に孤児院を創設した人物です。

食べさせるだけでなく、労働を通じて教育をすることが大切であるとの信念のもと、3,000人を超す孤児救済に生涯を捧げました。

1990年に石井十次顕彰会が創設され、毎年、石井十次の精神を承継し、福祉活動に尽力している団体に「石井十次賞」が贈られています。

高鍋信用金庫創業60周年記念事業として高鍋町中央公園に『石井十次先生銅像建立』(1981年4月)

## ■ 主な商品のご案内

夢のある商品を多数取り揃えお客様の豊かな暮らしを応援します。

### ■ 納税専用定期積金「準備万端」

消費税・所得税・法人税等の納税資金を計画的にご準備いただくための定期積金です。ご契約期間は6ヶ月以上2年以内、預入金額は1万円以上で、金利は0.01%となっています。ずっとご利用いただける、事業者様のサポートを目的とした預金商品です。



### ■ たかしん固定金利選択型住宅ローン

特別金利キャンペーン継続中(2021年9月30日迄)の「固定金利選択型住宅ローン」は、10年固定で最大引下げ幅0.75%の年0.90%で取り扱っており、ご好評いただいております。その他の3年・5年固定も引下げ金利を行っておりますので、住宅の新築、増改築、リフォーム資金、住宅・マンション(新築・中古)購入資金、土地購入資金(住宅新築予定地の土地、隣地、低地等)、住宅ローンの借換資金等を計画しているお客様はお気軽にご相談ください。



### ■ たかしん教育プラン

特別金利キャンペーン継続中(2021年8月31日迄)の「教育プラン」は、お申込人ならびにその子弟・孫・被扶養親族にかかる教育資金等が対象で、金利は、年1.88%～年1.98%(保証料 年0.38%～0.48%込)となっております。詳しくは最寄りの当金庫窓口までお問い合わせください。



### ■ たかしん経営サポートローン

当金庫営業地区内において事業を営む法人および個人事業主の方で、宮崎県信用保証協会の保証が受けられる方が対象者となります。融資金額は運転資金1千万円以内、設備資金3千万円以内で、期間5年以内が固定金利1.0%、期間5年超が当初5年間は1.0%、5年以降は見直し時の長プラ+0.5%(保証料別)となります。たかしんは、お客様と経営課題を共有し、解決に向けたサポートに取り組んでいきます。



#### 【商品利用にあたっての留意事項】

- このほかにも、さまざまな商品・サービスをご用意しております。
- 商品毎に、ご利用に際して条件等がございます。また、取扱い期間や適用利率が異なります。
- 詳しくは、得意先係もしくは営業店窓口にてお尋ねください。

## ■ サービス機能

### サービス機能

<b>インターネットバンキングサービス</b> お手持ちのパソコンや携帯電話から振込・振替・残高照会などの取引を簡単にご利用いただけます。	<b>法人インターネットバンキングサービス</b> パソコンから残高・入出金明細の照会やファイル伝送(総合振込・給与振込・預金口座振替)などの取引をご利用いただけます。
<b>デジタル通帳</b> 紙の通帳を発行せず、スマートフォンアプリでお取引明細の閲覧や、総合口座定期の新約および解約などの取引をご利用いただけます。	<b>年金受取指定口座の金利優遇サービス</b> 高鍋信用金庫の年金自動受取サービスをご利用いただくと、年金振込をご指定されている普通預金の金利(店頭表示金利)に優遇金利を上乗せいたします。
<b>ATM振込サービス</b> ATM(現金自動出入金機)の簡単な操作で振込ができる、とっても便利でお得なサービスです。営業時間外でも翌営業日振込の予約が出来ます。	<b>デビットカード</b> 「J-Debit」の全国の加盟店で、お買い物やお支払の際に現金を用意しておく必要がなく、キャッシュカードがそのままご利用いただけるサービスです。
<b>定額自動送金サービス</b> 毎月の家賃振込やお子様への仕送り等のように、毎月または数ヶ月に一度の間隔で一定額を振り込む際にご利用いただけるサービスで、ご指定口座から振り込みます。	<b>外貨両替</b> 海外旅行にお出かけの際の外貨現金(米ドル)の用意と、帰国後の円貨への両替をお取扱いいたします。
<b>自動支払サービス</b> 電気・ガス・水道・電話・NHK受信料などの公共料金を始め、税金・保険料・県立高校等の校納金などを、ご指定の口座から自動的にお支払いいたします。	<b>スポーツ振興くじ(toto)取扱店</b> スポーツ振興くじ(toto)の当選チケット払戻業務を下記の7店舗で行っています。 ●本店 ●日向支店 ●佐土原支店 ●宮崎北支店 ●西都支店 ●小林支店 ●えびの支店
<b>給与振込口座の金利優遇サービス</b> 高鍋信用金庫の給与振込サービスをご利用いただくと、給与振込をご指定されている普通預金の金利(店頭表示金利)に優遇金利を上乗せいたします。	<b>電子債権記録業に係る業務</b> でんさいネットサービスは、手形や振込みに代わる新たな決済手段としての「でんさい」をご利用いただけるサービスです。

## たかしんキッズクラブ

当金庫は、2018年7月に「たかしんキッズクラブ」を設立しました。この取り組みは、地元・宮崎の将来を担い、かつ、当金庫の未来のお客様となりうる「キッズ世代の育成」および「子育て世帯への支援」を通じて、お取引基盤の強化と地域活性化を目指すものです。

メンバーの皆さんには、様々な特典やクラブ活動をご案内いたします。



キッズクラブ  
LINE公式アカウント



親子金融セミナー

### 1. 設立の理念

- (1) 将来の宮崎を背負って立つ若年層の健全な育成に貢献する。
- (2) 地域の子供が地域への誇りや愛着を醸成する仕組み作りに貢献する。
- (3) 子育て支援を通じ、地元宮崎の人口減少の克服に貢献する。

### 2. 仕組み

- (1)ご加入対象 0~15歳以下の子供
- (2)お申込要領
  - ①保護者の方を通じて「たかしんキッズクラブ入会申込書」を提出いただきます。
  - ②キッズクラブ専用の普通預金口座をご開設いただきます。
  - ③新規加入費・年会費は無料です。

### 3. 特典

- (1)キッズクラブ専用の普通預金の金利優遇
- (2)子育てサポート定期預金(保護者名義)をご案内

### 4. 活動内容

「職場体験」「工場・施設見学」「親子料理教室」「各種スポーツ活動」「親子日帰り旅行」「金融教室」等の魅力的なイベント企画への参加をご案内いたします。

# ■ 報酬体系について

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

### (2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	133

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」105百万円、「退職慰労金」28百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# ■ 内部統制の強化に向けて

近年、よく耳にする言葉に「内部統制」という言葉があります。

内部統制とは「組織内部で法律違反や不正な行為が行われたり、ミスやエラーが発生したりすることを防ぎ、健全な組織活動を維持していくための仕組み」であると解されます。

そして、この仕組みを有効に機能させるためには、予め定められた適切なルールや基準、手続きに従ってすべての業務が正しく遂行されることが必要であり、各種業務のリスクを洗い出したうえで、内部統制の整備状況や運用状況を継続的に監視及び評価していくことが重要なこととなります。

当金庫におきましては、2015年5月に「内部管理基本方針」を改正し、この基本方針に基づき業務の適切性の確保を目指し取り組んでおります。

## 内部管理基本方針

当金庫の業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、「内部管理基本方針」を次の通り定めております。

### 1. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等(信用金庫法施行令第11条の2第2項に規定する子法人等をいう。以下同じ)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①理事会及び常勤理事会は、法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「高鍋信用金庫行動綱領」とこれに基づく「法令等遵守方針」をグループ全体のコンプライアンスの考え方の根幹とし、これを子法人等の役職員に周知する。また、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」・「不祥事件の取扱に関する要領」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、子法人等に対し、その業態や規模、特性等を踏まえつつ「高鍋信用金庫行動綱領」に基づき行動綱領や倫理規定、コンプライアンスマニュアル等の策定を義務付ける。  
更に、反社会的勢力に対する基本方針や対応に関する要領等を定め、反社会的勢力による被害を防止するための態勢を構築する。
- ②当金庫グループ全体の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図るとともに、当金庫のコンプライアンス統括部門が子法人等に対してコンプライアンスに関する指導、監督等を行う。  
また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行なうことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- ③当金庫は、子法人等において業務の決定及び執行について相互監視が適正になれるよう、取締役会と監査役の設置を義務付けるとともに、当該子法人等におけるコンプライアンス責任者を配置させる。
- ④当金庫は、理事長を委員長とするコンプライアンス対策委員会を設置し、当金庫グループ全体のコンプライアンスを統括するとともに、当金庫のコンプライアンス統括部門が子法人等に対してコンプライアンスに関する指導、監督等を行う。
- ⑤内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。  
また、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、当金庫グループのコンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて常勤理事会に報告する。
- ⑥当金庫は、子法人等において業務の決定及び執行について相互監視が適正になれるよう、必要に応じて子法人等の非常勤取締役及び非常勤監事を当金庫の理事・監事が兼務する。
- ⑦当金庫は、子法人等の役職員を対象とし、当金庫のコンプライアンス部門の担当者によるコンプライアンス研修を定期的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ⑧当金庫は、子法人等においてコンプライアンス上重大な問題が発生した場合には、当金庫が設置するコンプライアンス委員会において、子法人等の代表取締役を交えて今後の対応の方向性や未然防止策について協議する。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①理事の職務の執行に係る情報については、文書(電磁的記録を含む。)の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書取扱規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- ②理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

### 3. 当金庫及び当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当金庫は、当金庫グループ全体の適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。

- ②当金庫グループ全体のリスクを一元的に管理する部門(以下、「リスク管理部門」という。)及びリスクカテゴリー毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。  
 また、統合的リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
- ③当金庫は、統合的リスク管理規程に基づき、子法人等にリスク管理を行う部門やリスク管理担当者を置くことのほか、リスク管理規程を策定することを義務付ける。
- ④リスク統括部門は、当金庫及び当金庫の子法人等におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて隨時常勤理事会に報告する。  
 また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常勤理事会及び理事会に速やかに報告する。
- ⑤当金庫は、当金庫の理事を委員長とするリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク統括部門からモニタリングの結果等について報告を受けるとともに、当金庫グループのリスク管理体制に係る課題や対応策を協議する。
- ⑥当金庫の子法人等において、リスク管理上重大な問題が発生した場合には、当該子法人等の代表取締役は、直ちにリスク管理委員長への報告を行うことを義務付け、当該報告を受けたリスク管理委員長は、リスク管理委員会を開催して対応を検討のうえ、当金庫において事案に応じた支援を行う。
- ⑦内部監査部門は、当金庫グループ全体の統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。
- ⑧当金庫は、大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等の不測の事態により生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、当金庫が策定する「業務継続計画」を当金庫グループ全体に適用させ、これを当金庫と当金庫の子法人等の役職員に周知することにより平時よりグループ全体の危機管理体制を整備する。

#### 4. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を、一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程(及び同付議基準)」及び「常勤理事会規程(及び同付議基準)」に定める。
- ②理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。また、子法人等における職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他組織に関する基準を子会社管理基準に定め、子法人等の規模や特性等を踏まえつつ、子法人等が当金庫グループの経営方針等に準拠した体制を構築しているかを子法人等管理部門において検証する。
- ③理事会は、当金庫グループの経営方針、経営計画、業務・態勢にかかる基本方針等を定めるとともに、子法人等の業務運営方針や経営計画その他重要事項の策定にあたっては、子法人等の規模や特色等を踏まえつつ、子法人等が当金庫グループの経営方針等に準拠した体制を構築しているかを子法人等管理部門において検証する。
- ④当金庫は、子法人等管理部門において、子法人等における業務運営方針や経営計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて常勤理事会へ報告する。
- ⑤当金庫は、子法人等管理部門において子法人等の業務運営上の相談窓口を設けるとともに、子法人等からの求めがあるときは、個別の事案に応じて当金庫の役職員のうち適切な人材を派遣する。

#### 5. 当金庫の子法人等の取締役の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

- ①当金庫の代表理事は、子会社管理基準に基づき、子法人等の代表取締役から定期的に、子法人等の取締役等の職務執行の状況のうち重要な情報など経営上の重要事項に関する報告を受ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。
- ②当金庫は、当金庫の代表理事及び子法人等の代表取締役を構成員とするグループ役員連絡会を定期的に開催し、経営上の課題等について協議するとともに、子法人等の取締役等の職務執行の状況など経営上の重要事項に関する報告を義務付ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。
- ③当金庫では、当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るために、子法人等の取締役等及び使用人においても、当金庫の顧問弁護士、リスク統括部長、監査部長に対して直接通報を行うことができる「内部通報ホットライン」を整備する。

#### 6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ①監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、内部監査部門の職員を、監事を補助すべき職員として指名することができます。
- ②監事を補助すべき職員の配置に当たっては、キャリア等を十分に考慮した配置とする。

#### 7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- ①監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- ②理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることする。

## ■ 内部統制の強化に向けて

### 8. 当金庫の理事・職員及び当金庫の子法人等の取締役・使用人が当金庫の監事に報告するための体制

- ①当金庫は、当金庫及び子法人等の役職員が、法令・定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や、当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫グループの内部通報ホットライン等を利用することにより、直ちに当金庫の監事又は内部通報ホットラインの担当部門へ報告を行うよう義務付ける。  
なお、当該担当部門に当該報告がなされた場合にあっては、当該担当部門は直ちに監事への報告を行うこととする。
- ②当金庫の監事は、当金庫及び子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。
- ③当金庫の監事は、その職務の必要な範囲において、当金庫及び子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

### 9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図り、相互に監査の状況等について情報交換をすることにより、当金庫グループ全体の監査の充実・強化を図る。
- ②当金庫は、監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。
- ③当金庫は、当金庫グループの内部通報ホットラインの担当部門が当金庫の監事に対して、内部通報の状況等(監事に直接通報された事項を除く)について、定期的に報告を行うよう義務付ける。

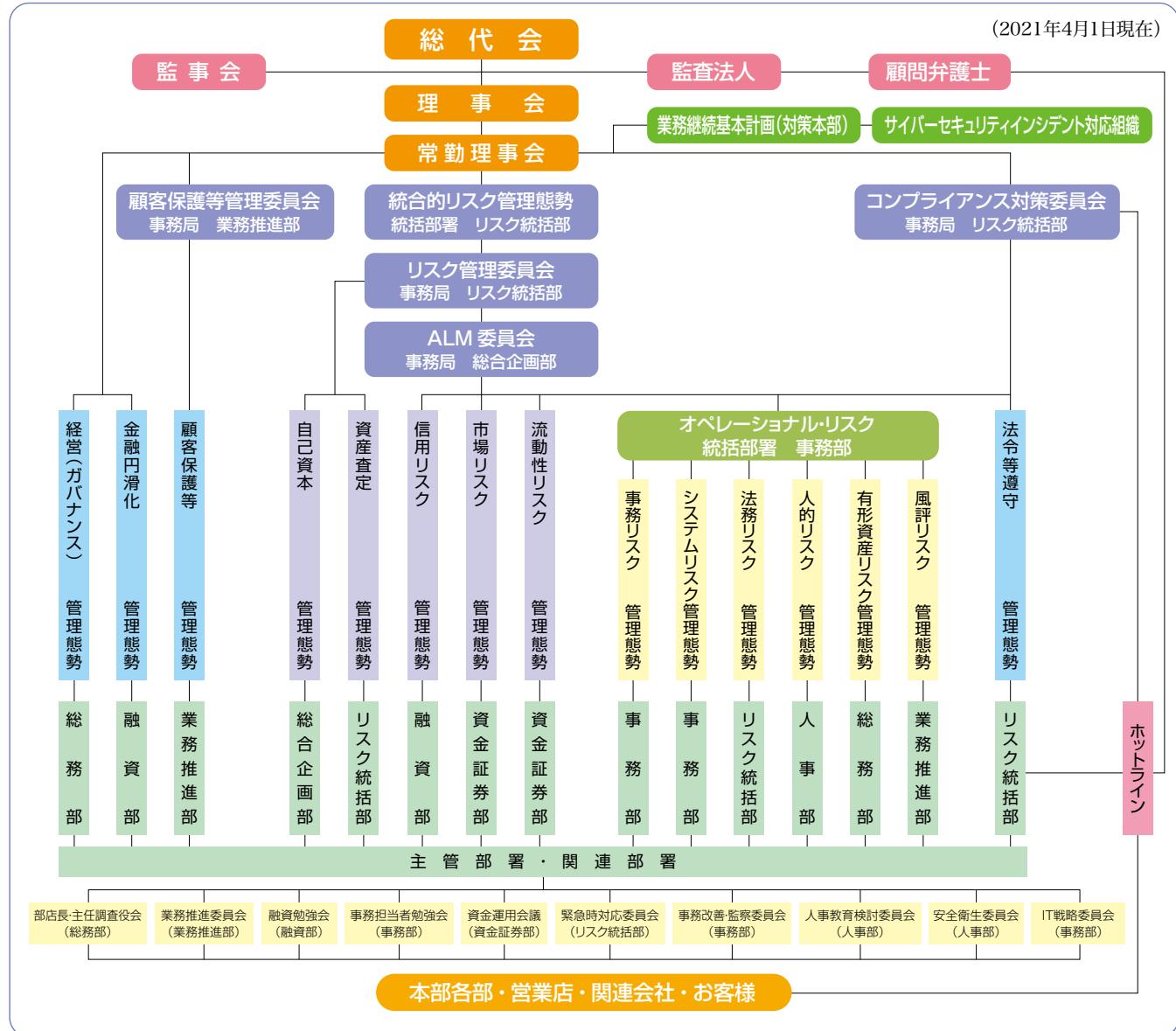
### 10. 当金庫の監事への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当金庫は、当金庫グループの内部通報ホットライン等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、これを内部通報者保護規程に定めたうえで、当該規程の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。
- ②当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- ③当金庫は、内部通報者保護規程において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
- ④当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者といった場合には、内部通報者保護規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

### 11.当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ②当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用するなどを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。
- ④当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。





## 各リスクカテゴリーの基本方針

### 金融円滑化管理方針

「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいいます。

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

### 法令等遵守方針

法令のほか、金庫内の諸ルール、確立された社会規範を含むルール等の遵守の徹底が金融機関としての信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠であることを十分に認識するとともに、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行い、法令等遵守態勢の整備・確立に取り組んでいきます。

### 統合的リスク管理方針

「統合的リスク管理」とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスクカテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーションリスク等）に評価したリスクを総合的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、統合的リスク管理の徹底が経営基盤を強固なものにすることを強く認識し、統合的リスク管理を経営上の重要課題と位置付け、全ての役職員が一丸となって、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、統合的リスク管理態勢の整備に積極的に取り組んでいきます。

# ■ 内部統制に基づくリスク管理体制

## ■ 顧客保護等管理方針

顧客保護等管理に関する法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な活動を遂行し、お客様からのご相談や苦情等については、公正・迅速・誠実な対応によりご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的に取り組んでいきます。

## ■ 自己資本管理方針

「自己資本管理」とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行なうことをいいます。

当金庫は、自己資本に関する諸施策の実施、自己資本の評価及び正確な自己資本比率の算定を行い、健全性及び適切性を確保することを目的とした自己資本管理態勢を構築していきます。

## ■ 流動性リスク管理方針

「流動性リスク」には、「市場流動性リスク」及び「資金繰りリスク」があります。

「市場流動性リスク」とは、市場の混乱等により市場において取引ができない場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

「資金繰りリスク」とは、金融機関の財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

## ■ 信用リスク管理方針

「信用リスク」とは信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。このうち、特に海外向け信用供与について、与信先の属する国外貨事情や政治・経済情報等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリーリスクといいます。

当金庫は、自己査定の債務者区分及び分類結果、信用格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させ、信用リスク管理態勢を構築することで健全性及び適切性を確保していきます。

## ■ 市場リスク管理方針

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、市場リスクに関する組織、事務分掌及び職務権限等を基本とした市場リスク管理態勢を構築することで健全性及び適切性を確保していきます。

## ■ オペレーション・リスク管理方針

「オペレーション・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動、若しくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

### (1)事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

### (2)システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が被るリスク、及びコンピュータの不正使用やサイバー攻撃により当金庫が被るリスクをいいます。

### (3)法務リスク

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切な営業慣習等から生じ当金庫が被るリスク(損失・損害)をいいます。

### (4)人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じ当金庫が被るリスク(損失・損害)をいいます。

### (5)有形資産リスク

有形資産リスクとは、当金庫が災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等をいいます。

### (6)風評リスク

風評リスクとは、当金庫の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるリスク(損失・損害)をいいます。

当金庫は、オペレーション・リスクに関する組織、事務分掌及び職務権限等を定め、総合的なオペレーション・リスク管理態勢を構築することにより、健全性の確保、収益性の向上を図っていきます。

## ■ 顧客保護等管理態勢

当金庫は、顧客の保護及び利便性の向上の重要性を十分に認識し、顧客保護等の現状を的確に把握し、適正な顧客保護等管理態勢の整備・確立に向けていくための方針等を定め、顧客保護等管理の統括部署を業務推進部とし、①顧客説明管理、②顧客サポート等管理、③顧客情報管理、④外部委託管理、⑤利益相反管理についての各要領を定め、組織全体への周知徹底を図ることで、適切な顧客保護を行なう管理態勢を採っております。

### ①顧客説明管理態勢

当金庫は、取引や商品をお客様に販売する際に、その内容やリスク等の重要事項について、お客様が十分に理解できる分かりやすい説明に努めています。また、リスク等を伴う商品については、お客様の知識、経験、財産の状況、取引条件等に応じた、重要事項について適切な説明を行なっています。

顧客説明管理責任者を業務推進部長とし、その役割として、①理事会への報告・承認及び指示事項に対しての顧客説明管理担当者への指示、②顧客説明管理担当者からの報告・聴取及び顧客説明管理担当者への助言・指導。③顧客に対して商品説明を行なう者に対して、規程・要領・マニュアル等の周知徹底のための研修を行なう、としています。

顧客説明管理担当者は、各部店の長とし、顧客説明を行う者への助言・指導をする、としています。

#### 【金融商品販売に係る勧誘方針】

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。
6. 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

### ②顧客サポート等管理態勢

当金庫は、お客様からの問合せ、相談・要望及び苦情に対し、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益の保護に努めています。そのために「顧客サポート等管理要領」を定め、組織体制として、顧客サポート等主管部署をリスク統括部コンプライアンス担当としています。リスク統括部コンプライアンス担当は、顧客サポート等に関する事項を一元的に統括・管理しており、リスク統括部長を顧客サポート等管理責任者として、①コンプライアンス対策委員会への報告、②理事会への報告・承認及び指示事項に対しての顧客サポート等管理担当者への指示、③顧客サポート等管理担当者からの報告・聴取及び顧客サポート等管理担当者への助言・指導を行っております。また、顧客サポート等管理担当者は、各部店の長としています。

### ③顧客情報管理態勢

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

### ④外部委託管理態勢

当金庫が行う業務を外部業者に委託する場合には、お客様の情報等の適切な管理が行われるよう、総務部長を外部委託管理責任者とし、外部委託業務に関する事項を一元的に統括・管理する体制としています。外部委託管理担当者を各部の長とし、外部委託管理担当者は外部委託先の選定にあたって、信用情報・技術力・研修態勢・機密保護及び安全管理措置の実施状況・問題発生時の対応力等について事前に調査を行い、外部委託管理責任者が選定し決定することとしています。また、外部委託管理担当者は、外部委託契約の締結、外部委託先に対するモニタリングの実施、外部委託先の業務に関する相談・苦情処理態勢の構築、外部委託先の業務のバックアップ体制の構築、外部委託契約の変更・解除等、顧客情報保護措置、評価・改善活動を行なうことを役割としています。

### ⑤利益相反管理態勢

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理するための方針を定め、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させることに努めます。









### 高鍋信用金庫の歌

作詞  
作曲  
日下部手浦  
徳茂三  
一郎貴州

一、青空の光  
はるか  
協力の風  
さわやかに  
とどろく高鍋

黒汐の調べ  
喜びの  
輪をひろげ  
逞しく  
伸びて行く  
あわれらが  
信用金庫

二、山脈の緑  
ふかく  
白百合の香  
あふれる高鍋

誠実の詩  
ほがらかに  
幸の手をつなぎ  
弛みなく  
励み行く  
あわれらが  
信用金庫

三、

文教の泉  
きよく  
伝統の道  
かがやく  
開拓の道  
ひとすじに  
若き命  
ほりなく  
限  
い  
闘  
い  
命  
を  
あ  
あ  
わ  
れ  
ら  
が  
信  
用  
金  
庫  
行  
く  
あ  
あ  
わ  
れ  
ら  
が  
信  
用  
金  
庫

## 会計監査人による外部監査

当金庫は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の決算に関する業務報告書(会計に関する部分に限る)、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び附属明細書(会計に関する部分に限る)について会計監査を受けました結果、法令及び定款に従い、金庫の状況を正しく示している旨の監査報告をいただいております。

## 財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2021年6月30日

高鍋信用金庫 理事長 板垣衛



## 預金に関する指標

### 〔預金科目別期中平残及び残高〕

(単位:百万円、%)

	2020年3月末日			2021年3月末日		
	期中平残	残 高	残高構成比	期中平残	残 高	残高構成比
預 金・積 金	252,735	251,485	100.00	265,118	269,175	100.00
当 座 預 金	389	381	0.15	499	421	0.15
普 通 預 金	99,849	98,696	39.25	111,627	112,747	41.88
貯 蓄 預 金	46	42	0.02	39	37	0.01
通 知 預 金	0	0	0.00	0	0	0.00
別 段 預 金	670	1,513	0.60	656	1,494	0.55
納 税 準 備 預 金	2	4	0.00	3	3	0.00
流 動 性 預 金 計	100,959	100,638	40.02	112,826	114,704	42.61
定 期 預 金	145,612	144,677	57.53	146,150	148,287	55.08
(うち固定金利預金)	145,486	144,513	57.46	145,985	148,122	55.02
(うち変動金利定期預金)	126	164	0.07	164	164	0.06
定 期 積 金	6,162	6,168	2.45	6,141	6,184	2.29
定 期 性 預 金 計	151,775	150,846	59.98	152,291	154,471	57.38

(注)譲渡性預金は期中平残・残高ともありません。

### 〔預金者別残高及び構成〕

(単位:百万円、%)

	2020年3月末日		2021年3月末日	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	201,821	80.25	215,871	80.19
一 般 法 人	28,794	11.45	35,712	13.26
金 融 機 関	227	0.09	132	0.04
公 金	20,641	8.21	17,457	6.48
合 計	251,485	100.00	269,175	100.00

(注)譲渡性預金は含んでおりません。























## ■直近2事業年度における財産の状況

### 有価証券の時価及び評価損益

#### (1)有価証券

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	2019年度					2020年度				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	38	35	△3	0	3	38	34	△3	0	3
債券	83,427	85,714	2,287	2,456	168	88,893	90,365	1,472	1,734	262
国債	20,396	21,349	952	958	6	21,861	22,370	509	598	88
地方債	29,739	30,743	1,004	1,020	16	29,700	30,385	684	739	55
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	33,290	33,621	330	476	146	37,331	37,609	277	397	119
その他	21,506	20,771	△734	157	892	25,951	26,235	284	527	243
合計	104,973	106,522	1,548	2,613	1,064	114,883	116,635	1,752	2,262	510

#### 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式		4		4
非上場株式		21		21
組合出資金		—		—
合計		25		25



たかしんランナーズクラブ



たかしん山岳会



バレーボール部



野球部

# I. 単体における事業年度の開示事項

## 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

### (1)自己資本の構成に関する事項

項目	2019年度	2020年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,779	14,320
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,151	2,101
うち、利益剰余金の額	11,678	12,293
うち、外部流出予定額(△)	42	41
うち、上記以外に該当するものの額	△7	△31
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	77	68
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	77	68
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,857	14,388
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	55	48
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	55	48
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	51	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	619	613
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	725	661
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	13,131	13,727
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	91,267	98,510
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,165	3,768
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△1,212	△456
うち、上記以外に該当するものの額	2,377	4,225
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,446	6,270
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	97,714	104,781
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(二))	13.43%	13.10%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

# ■ 単体における事業年度の開示事項

## 2. 定量的な開示事項

### (1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 <sup>*1</sup>	89,534	3,581	96,225	3,849
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー <sup>*2</sup>	85,904	3,436	89,086	3,563
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	20	1	20	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	44	2	34	1
我が国の政府関係機関向け	946	37	1,156	46
地方三公社向け	257	10	515	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,605	424	11,725	469
法人等向け	16,713	668	18,444	737
中小企業等向け及び個人向け	32,914	1,316	32,767	1,310
抵当権付住宅ローン	2,750	110	2,623	104
不動産取得等事業向け	9,814	392	10,692	427
3ヵ月以上延滞等	212	8	228	9
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	357	14	385	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	59	2	59	2
出資等のエクスポージャー	59	2	59	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	11,209	448	10,435	417
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	9,055	362	7,793	311
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,480	59	1,666	66
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	225	9
上記以外のエクスポージャー	674	27	750	30
②証券化工エクスポージャー <sup>*3</sup>	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分 非STC要件適用分	— —	— —	— —
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー <sup>*4</sup>	2,492	99	3,570	142
ルック・スルー方式	2,492	99	3,570	142
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,165	46	3,768	150
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	△1,212	△48	△456	△18
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,182	47	197	7
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
口.オフバランス項目(派生商品取引等)	1,732	69	2,284	91
ハ.オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,446	258	6,270	250
二.単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	97,714	3,908	104,781	4,191

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスクを算定しています。

<オペレーションナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益}(\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%







## ■ 単体における事業年度の開示事項

### (6)出資等エクスポートに関する事項

#### イ.出資等エクスポートの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
		うち益	うち損				
上場株式等	2019年度	—	374	355	▲19	—	▲19
	2020年度	—	384	380	▲4	—	▲4
非上場株式等	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
合計	2019年度	—	374	355	▲19	—	▲19
	2020年度	—	384	380	▲4	—	▲4

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### (7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポート	7,483	8,162
マンデート方式を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート	—	—

### (8)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB : 金利リスク									
項番		イ	□	八	二				
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	9,719	8,421	246	201				
2	下方パラレルシフト	△9,014	△7,940	22	13				
3	ステーク化	7,641	6,637						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	9,719	8,421	246	201				
8	自己資本の額	ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
		13,727		13,131					

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## II. 連結における事業年度の開示事項

(1)自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(単位:百万円)

会社名	所要自己資本を下回った額
該当ございません	

### 子会社等の状況

[有限会社高信ビジネス・サービス]

所 在 地	主要事業内容	設立年月日	資 本 金	当金庫議決権比率
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1389番地1	特定貨物運送業	平成14年2月1日	300万円	100%

当金庫では、子会社は当金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記の通りであります。

記

下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺しております。

(単位:百万円)

資産基準=子会社の総資産額の合計額／当金庫の総資産額及び連結子会社の総資産額の合計額

$$\frac{40}{287,109 + 36} = 0.012\%$$

経常収益基準=子会社の売上高の合計額／当金庫の売上高の合計額及び連結子会社の売上高の合計額

$$\frac{101}{4,464 + 101} = 2.220\%$$

利益基準=子会社の当期純利益のうち持分の合計額／当金庫の当期純損益の額及び連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額

$$\frac{-0.5}{654 - 0.5} = -0.076\%$$

利益剰余金基準=子会社の利益剰余金のうち持分の合計額／当金庫の利益剰余金及び連結子会社の利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額

$$\frac{29}{12,293 + 29} = 0.239\%$$



# 連結における事業年度の開示事項

## (2)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,812	14,350
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,151	2,101
うち、利益剰余金の額	11,711	12,322
うち、外部流出予定額(△)	42	41
うち、上記以外に該当するものの額	△7	△31
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	77	68
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	77	68
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,890	14,418
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	55	48
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	55	48
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去。)の額	51	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	619	613
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	725	661
自己資本		
自己資本の額((イ)ー(口)) (ハ)	13,164	13,756
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	91,282	98,526
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,158	3,821
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、退職給付に係る資産	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,212	△456
うち、上記以外に該当するものの額	2,370	3,365
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,555	6,379
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	97,837	104,906
連結自己資本比率		
連結自己資本比率(ハ)／(二)	13.45%	13.11

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



# ■ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号に規定する自己資本の充実の状況

## 定量的な開示事項

	頁
<b>(単体)</b>	
一. 自己資本の構成に関する事項 .....	41
二. 自己資本の充実度に関する事項 .....	42
三. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 .....	43
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 .....	43
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 .....	44
二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 .....	44
四. 信用リスク削減手法に関する事項 .....	44
五. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 .....	44
六. 証券化エクspoージャーに関する事項 .....	45
イ. オリジネーターの場合 .....	45
ロ. 投資家の場合 .....	45
七. 出資等エクspoージャーに関する事項 .....	46
八. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項 .....	46
九. 金利リスクに関する事項 .....	46

## （連結）

一. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 .....	47
二. 自己資本の構成に関する事項 .....	48
三. 自己資本の充実度に関する事項 .....	49

## 定性的な開示事項

### 一. 当金庫の自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。

2020年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基礎項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

### 二. 当金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。収支計画については、利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて高いものであります。

### 三. 信用リスクに関する項目

#### ①リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の信用状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに、大口与信先については、必要に応じ常勤理事会で経営陣による審議を行っております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### ②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクspoージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター(R & I)
- ・ムーディーズ・インベスタートーズ・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S & P)

### 四. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金用途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢で取組んでおりますが、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱に努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続については金庫が定める「事務手続書」及び「担保徵求事務取扱要領」等により、適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ宮崎県信用保証協会、金融機関エクspoージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続

書」や各種約定書等に基づき適切な取扱に努めています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

#### 五.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能となることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。当金庫では、お客さまとの派生商品取引ではなく、投資信託への投資において、その一部に本件に係る取引残高があるのみです。投資信託への投資に係るリスク管理は、当金庫が定める運用方針に基づき、適切な運用・管理を行っております。なお、長期決済期間取引は行っていません。

#### 六.証券化エクスポートのリスクに関する事項

##### ①リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握しております。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては当金庫が定める「余資運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

##### ②証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

##### ③証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

##### ④証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・ムーディーズ・インベスター・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

#### 七.オペレーションリスクに関する項目

##### ①リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーションリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組を整備するとともに、定期的に各種リスクの分析を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務手続書」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検査などに取り組み、事務品質の向上に努めています。

「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。その他のリスクについては、お客様相談窓口の設置、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢に努めています。

リスク計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しては、ALM委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣により理事会等において報告する態勢を整備しております。

##### ②オペレーションリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

#### 八.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、ALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「リスク管理規程・要領」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「リスク管理規程・要領」や「余資運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定期的にALM委員会に報告するとともに経営陣にも報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

#### 九.銀行勘定における金利リスクに関する事項

##### ①リスク管理の方針及び手続の概要

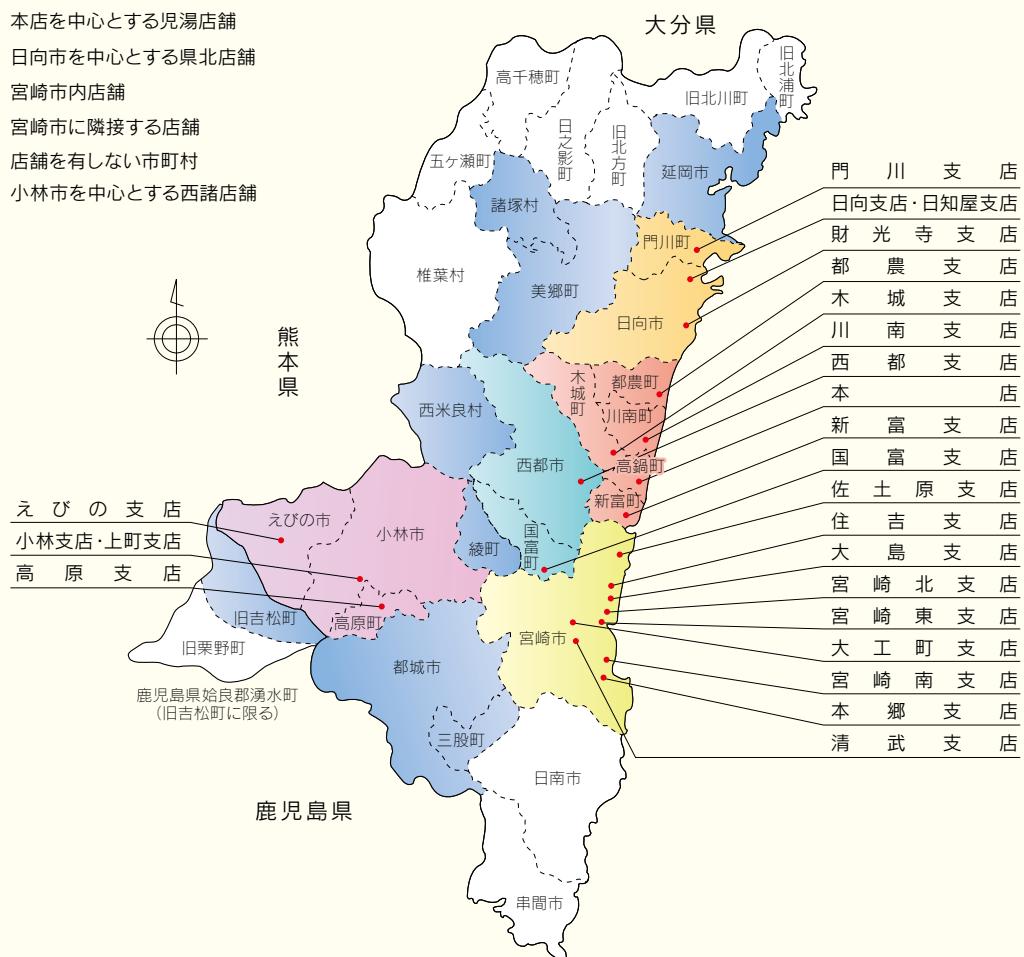
金利リスクとは、市場金利の変動によって受けける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を示しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(ΔEVEによる上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化、ΔNIIによる上方パラレルシフト、下方パラレルシフト)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などの計測を行い、



# 営業店舗一覧

- 本店を中心とする児湯店舗
- 日向市を中心とする県北店舗
- 宮崎市内店舗
- 宮崎市に隣接する店舗
- 店舗を有しない市町村
- 小林市を中心とする西諸店舗



■ 本 店	児湯郡高鍋町大字高鍋町673番地 TEL.0983-22-2222 FAX.22-5473
■ 新富支店	児湯郡新富町富田二丁目91番地 TEL.0983-33-2222 FAX.33-5236
■ 木城支店	児湯郡木城町大字高城1235番地5 TEL.0983-32-2222 FAX.32-2497
■ 川南支店	児湯郡川南町大字川南17701番地53 TEL.0983-27-2222 FAX.27-2017
■ 都農支店	児湯郡都農町大字川北4601番地2 TEL.0983-25-2222 FAX.25-3069
■ 日向・日知屋支店	日向市鶴町二丁目2番 FAX.52-3651 日向支店 TEL.0982-53-2222 日知屋支店 TEL.0982-53-7800
■ 佐土原支店	宮崎市佐土原町松小路5番地1 TEL.0985-73-2222 FAX.73-3600
■ 宮崎北支店	宮崎市神宮東一丁目5番25号 TEL.0985-26-2222 FAX.29-1220
■ 住吉支店	宮崎市大字島之内7156番地1 TEL.0985-39-2222 FAX.39-2689
■ 宮崎東支店	宮崎市吉村町堂ノ後甲2663番地の3 TEL.0985-28-2222 FAX.26-8579
■ 西都支店	西都市大字妻1677番地1 TEL.0983-42-2222 FAX.42-3349

■ 財光寺支店	日向市大字財光寺248番地1 TEL.0982-54-2222 FAX.52-1697
■ 宮崎南支店	宮崎市恒久二丁目15番地19 TEL.0985-51-2222 FAX.52-6813
■ 国富支店	東諸県郡国富町大字本庄1954番地8 TEL.0985-75-2262 FAX.75-8895
■ 門川支店	東臼杵郡門川町西栄町一丁目2番3 TEL.0982-63-5800 FAX.63-6706
■ 大工町支店	宮崎市松橋二丁目176番地1 TEL.0985-26-2240 FAX.26-2197
■ 本郷支店	宮崎市大字本郷南方字石原2101番地1 TEL.0985-56-5411 FAX.56-3934
■ 清武支店	宮崎市清武町西新町10番地7 TEL.0985-85-6333 FAX.85-5599
■ 大島支店	宮崎市阿波岐原町火切塚1459番地3 TEL.0985-27-2266 FAX.27-6200
■ 小林・上町支店	小林市細野2258番地1 FAX.23-4751 小林支店 TEL.0984-23-3181 上町支店 TEL.0984-23-7111
■ 高原支店	西諸県郡高原町大字西麓989番地3 TEL.0984-42-1050 FAX.42-4906
■ えびの支店	えびの市大字栗下167番地3 TEL.0984-35-1011 FAX.25-4061

# 店舗外自動機コーナー

地区	設置場所	住 所	平日	土曜日	日曜・祝日
日向・児湯・西都地区	日知屋店	日向市曾根町一丁目125番地	9:00~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	高鍋町役場	児湯郡高鍋町大字上江8437	9:30~17:00	休止	休止
	ホームワイド高鍋店	児湯郡高鍋町大字北高鍋2100-45	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	県民生協コープ高鍋店	児湯郡高鍋町大字北高鍋5036	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	うめこうじ西都店	西都市旭町1-23	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	国道10号線川南出水店	川南町大字川南13589-6	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宮崎市郡東諸県郡地区	宮崎県庁	宮崎市橘通東2-10-1(県庁新館1階玄関ホール)	9:00~18:00	休止	休止
	宮崎市役所	宮崎市橘通西1-1-1(市役所本庁1階市民課ロビー)	9:00~17:00	休止	休止
	イオン宮崎SC	宮崎市新別府町江口862-1	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	宮崎駅	宮崎市錦町107-4(宮崎駅ビル1階快適市場内)	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	カリーノ宮崎	宮崎市橘通東4-8	10:00~20:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	宮交シティ	宮崎市大淀4-6-28(宮交シティ1階西側)	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	宮崎ナナイロ (旧ポンペルタ橋)	宮崎市橘通西3-10-32 (旧ポンペルタ橋西館地下1階)	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	うめこうじ佐土原本店	宮崎市佐土原町下田島9922-3	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	県民生協コープ佐土原店	宮崎市佐土原町下那珂中溝2711	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
小林・えびの・西諸県郡地区	小林市役所	小林市細野300	9:00~18:00	休止	休止
	タイヨーえびの店	えびの市原田3216-1	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	希望の店 野尻店	小林市野尻町東麓1066	9:00~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	希望の店	西諸県郡高原町大字西麓625-15	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	須木商工会館	小林市須木中原1728	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	小林通町店	小林市細野1597	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
セブン銀行			平日・祝日 00:00~24:00	土曜日 00:00~22:00	日曜日 8:00~24:00
ローソン銀行			平日・祝日 00:00~24:00	土曜日 00:00~22:00	日曜日 8:00~24:00



新入職員

# 開示項目一覧

## 信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

### I. 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

<b>1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項</b>	頁
イ. 事業の組織	2
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	2
ハ. 事務所の名称及び所在地	53
<b>2. 金庫の主要な事業の内容</b>	15~16
<b>3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</b>	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	3
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	3
(1) 経常収益 (2) 経常利益 (3) 当期純利益 (4) 出資総額及び出資総口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 預金積金残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 出資に対する配当金 (12) 役員数 (13) 職員数	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	28
(2) 預金に関する指標	29
(3) 貸出金等に関する指標	30
(4) 有価証券に関する指標	31
<b>4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項</b>	
イ. リスク管理の体制	21~22
ロ. 法令遵守の体制	25
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6~11
二. 金融ADR制度への対応	25
<b>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況</b>	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	32~38
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) リスク管理債権の状況 破綻先債権・延滞債権・3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権	39
(2) 金融再生法開示債権額	39
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	41~46
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	40
ホ. 貸出金償却の額	38
ヘ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	38
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	27
<b>6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの</b>	17
* 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	27

### II. 連結(信用金庫法施行規則第133条における規定)

<b>1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項</b>	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	47~49
ロ. 金庫の子会社等に関する事項	47



まごころのおつきあい



宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町673  
TEL.0983-32-0693 FAX.0983-23-3527  
<http://www.takanabe-shinkin.jp>



本誌の印刷には、環境に配慮した  
植物性大豆油インキを使用しています。